

(様式4)

高崎市監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和5年度財政援助団体等監査の結果に関する措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年1月5日

高崎市代表監査委員

小泉 貴代子





第234-14号
令和5年11月22日

高崎市監査委員 小 泉 貴代子 様
同 折 田 慶 太 様
同 丸 山 覚 様
同 渡 邊 幹 治 様

高崎市長 富岡 賢治 印
(担当：福祉部長寿社会課)



監査結果に係る措置について

令和5年11月1日に報告を受けた監査結果について、下記のとおり措置を講じたので
地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

| | |
|------|---|
| 監査結果 | (指摘事項) ア 要綱の規定に基づき適正な執行を行うこと。 高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第5条別表第2の3対象経費では、「消費税及び地方消費税は含まない」としていますが、消費税を除かず補助金を算定し、交付決定額として支払っていました。 要綱の規定に反した補助金の過払いにあたり不適切です。 |
| 措置内容 | 補助金額の是正のため、令和5年11月に対象法人に対し超過交付分の返還依頼を行い、同月、返還を受けました。 また、交付事務に係るチェック表を作成し、複数職員による確認を実施することで、漏れなく点検が行えるよう事務処理体制を整備しました。 |

- ※1 監査結果欄には、指摘事項等を記載すること。
2 措置内容欄には、是正改善等を行った内容、措置を実施又は開始した時期、開始年度等を記載すること。

